平成２４年（フ）第３４１号
高知市中万々256番地５
債務者　濱田　裕彦
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４４号
高知市旭町３丁目108番地１　ハッピー旭３号館105号
債務者　尾﨑　初江
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４８号
高知県香美市物部町大栃170番地２
債務者　西野　雅雄
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４９号
高知市薊野北町４丁目６番17号　セゾンサカモト３―207号
債務者　青木　勝美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５１号
高知市福井扇町12番27号　第二大黒マンション４Ｆ208号
債務者　石川まり子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５４号
高知市東久万195番地３　２Ｆ
債務者　井上　小苗
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９７号
福岡市中央区舞鶴２丁目７番１―607号
債務者　田中　政己
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９７０号
福岡市早良区飯倉７丁目２番４―305号
債務者　内田　武志
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１００６号
福岡市中央区小笹２丁目８番42―302号
債務者　榊　　美和
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０１０号
福岡県糸島市神在128番地20
債務者　横尾美智子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０５７号
福岡市早良区野芥３丁目12番15号
債務者　西川　和人
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１４２号
福岡県太宰府市通古賀３丁目16番15―503号
債務者　島　　武夫
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１４３号
福岡県太宰府市通古賀３丁目16番15―503号
債務者　島　　秀子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３４８号
福岡県古賀市花見東５丁目１番19号
債務者　深牧　佳洋
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３８４号
福岡県筑紫野市大字山口27番地12
債務者　中島　優登
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３８５号
福岡県筑紫野市大字山口27番地12
債務者　中島　晴美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４１６号
福岡市城南区鳥飼７丁目32番704号
債務者　宮崎　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４１７号
福岡市城南区鳥飼７丁目32番704号
債務者　宮崎ふじよ
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部